

〔研究ノート〕

国民経済計算 SNA 方式における 対家計民間非営利団体

小川 雅弘

要約 対家計民間非営利団体の意味およびその産出の測定について説明する。とくに対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利団体の産出から販売を控除した額に対応する擬制的な需要であることを確認する。

キーワード：対家計民間非営利団体，対家計民間非営利サービス，
対家計民間非営利団体最終消費支出，家計現実最終消費

目次

1. 対家計民間非営利団体とは
 - (1) 制度部門・経済活動別分類・制度単位
 - (2) 定義
 - (3) 要件・種類
2. 対家計民間非営利団体の産出額
3. 対家計民間非営利団体最終消費支出
4. 学説史的な概観
5. 国民経済計算における対家計民間非営利団体データ
 - (1) 対家計民間非営利団体の収入・支出・資本的支出・資産・負債
 - (2) SNA の産業連関表
 - (3) 産業連関表

1. 対家計民間非営利団体とは

(1) 制度部門・経済活動別分類・制度単位

対家計民間非営利団体 (Non-Profit Institutions Serving Households), 別名「対家計民間非営利サービス生産者」とは, SNA 方式の制度部門の1つである。より厳密な定義・要件については, 小稿で順次説明していくが, たとえば学校法人, 宗教法人, 政党, 法人格を持つ労働組合, 共済組合などが含まれる。68SNA 以降の SNA 報告書は, 文化・社交クラブなども含めている。

まず, 前提として, 制度部門分類と経済活動別分類について述べる。SNA方式は, 制度部門分類 (所得支出・資本調達など金融行為における分類) と経済活動別分類 (生産・消

費・資本形成など実物行為における分類)の二重分類¹⁾を採用している。制度部門としての対家計民間非営利団体は、経済活動別分類では対家計民間非営利サービス生産者と分類される。

さらに、制度に関しても、93SNAから制度単位(Institutional unit)(営利部門・非営利部門)概念と制度部門(Institutional sector)(非金融法人企業・金融機関・政府・対家計民間非営利団体・家計)概念の二重分類を導入し、2008SNAもそれを踏襲している。2008SNAは、制度単位と制度部門の関係を次のように説明している。

制度単位

2.16 SNAにおいて同一に扱われる基本単位は、取引の全種類に従事し、自身を代表して資産保有と負債負担できる経済単位である。これらの単位は制度単位と呼ばれる。

制度部門

2.17 制度単位は、主要な機能・行動・目的に基づいて制度部門を形成するように集められる。

また、日本の『国民経済計算年報』2016年版「用語集」は制度単位についての項目を設けず、制度部門について次のように説明しているが、むしろ制度単位の説明というほうが適当だろう。

制度部門別分類(Classification of Institutional Sectors)

経済活動別分類が生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。所得支出勘定、資本調達勘定、国民貸借対照表などに用いられる。

この分類による取引主体には非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体、の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので金融機関を分離する必要があったことによる。

浜田[2001]は、93SNAが制度部門に加えて制度単位(自身の権利で資産を所有し負債を負い、取引に携わることのできる経済主体)概念を導入したことについて「68SNAでは制度部門の記述しかなく、制度単位類型は93SNAで新たに記述されたものである」(浜田[2001] p157)と強調している。ただし私見では、「単位」(unit)概念は、53SNA・68SNA以来存在した「制度」(institution)、「事業所」(establishment)、「団体」(body)概念を明確化したものであって、53SNA以来の流れの延長と理解するほうが適当である。たとえば、68SNAはすでに次のような区分をしている。

事業所(establishment)

1) 作間編[2003] p116-118は、制度部門分類を所得支出・資本調達など金融行為での分類、経済活動別分類を生産・消費・資本形成など実物行為での分類と説明する。そして68SNAにおける「実物と金融の二分法」の一部、と説明する。

5.15 (前略) 産業の場合に使用された観察と分類の単位 (units)——事業所 (establishment)——は、2つの重要な目的に役立つようにデザインされるべきである。

その他の非営利団体 (bodies)

5.28 すべてまたは主に官庁 (public authorities) によって資金提供されそして制御されている、主として家計または企業単位向けの組織、および主として政府単位自体向けの組織を含む。

範囲 (scope)

5.70 対家計民間非営利団体の制度部門：対家計民間非営利サービス生産者よりも範囲が広く定義される (対家計民間非営利サービス生産者の定義は5.35-5.40参照)。

対家計民間非営利団体は、制度単位としては非営利団体 (Non Profit Institution; NPI) に含まれる。非営利団体とは、営業余剰 (利潤) 概念を持たない団体である。2008SNA は、それについて次のように説明する。

23.3 NPI の決定的な特徴は、それを設立・支配・資金提供している単位にたいして所得・利潤、またはその他の資金的利得を認めないことである。

つまり、非営利団体とは、サービスを無償で、または正常価格より低く提供する団体である。

制度単位としての非営利団体は、制度部門としては企業・政府・対家計民間非営利団体の3つで構成される。すなわち、企業向けにサービス提供する非営利団体 (企業向け非営利調査機関や企業向け非営利研究機関など) は、制度部門としては産業部門 (企業) と分類される (2008SNA 4.59)。さらに、政府が支配し、または主に資金供給する非営利団体は、制度部門として政府と分類される (2008SNA 4.59)。それ以外の非営利団体が、対家計民間非営利団体と分類される (2008SNA 4.60, 4.61)。つまり、対家計民間非営利団体は、制度単位としては非営利団体 (NPI) に含まれるが、制度単位としての非営利団体と1対1対応ではない。なお、企業向けの非営利団体には一部に市場的でサービス代価を徴収するものもあるが、その代価は移転ではなくサービスへの支払い、と処理する (2008SNA 4.89)。

2008SNA は、非営利団体をさらに次のように分類している。

23.7 NPI のカテゴリー

- a. 法人へサービス提供
- b. 政府に支配されている
- c. 家計向け
 - ・個別家計へ経済的に意味のある価格で供給
 - ・個別家計へ無料または経済的に意味のない価格で供給
 - ・集合サービスを無料または経済的に意味のない価格で供給

23.8 (c) の最初：企業と分類；(c) への支出：家計最終消費支出

2 番目：NIPISH 部門

その産出：実物社会移転として移動する家計現実消費

3 番目：NIPISH部門

その産出：対家計非営利団体の最終消費

対家計民間非営利団体でも部分的に市場生産（販売）するものもありうる。市場生産に従事する非営利団体について 2008SNA は、市場生産者は、大半またはすべての産出を経済的に意味のある価格で販売するが、非営利団体としての学校、大学、医院、病院などが、生産費に基づき、そしてそのサービスへの需要に大きく影響する高さの料金を課している場合には市場生産者である、とする（2008SNA 4.88）。

また、対家計民間非営利団体が、産業に分類される活動を含む場合、すなわち学校法人の授業料など相当分は商品販売として扱う。非営利団体の中には企業向けにサービス提供するものもありうる。そのような団体は、対家計民間非営利団体ではなく、企業と分類される。すなわち対家計民間非営利団体の産出するサービスはすべて家計向け・または集合（享受者が不特定多数）サービス、そのうちでも家計向け集合サービスと処理する。この処理は、政府の扱い——集合あるいは個別家計向に限定し、企業向けは存在しないという処理——と同様である。

日本の国民経済計算においても、対企業向非営利団体は産業に含めると処理している。『SNA 推計手法解説書』p56 は、「対企業民間非営利団体は SNA では産業に含まれ」と述べている。非営利について、日本の国民経済計算は SNA に従って、「他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計に提供する団体」（『SNA 推計手法解説書』p56）と述べている。

(2) 定義

2008SNA は、対家計民間非営利団体を次のように定義している。

対家計民間非営利団体（対家計非営利団体）

2.17 e. 対家計民間非営利団体：概して家計向けまたは地域社会向けの主に非市場サービスの生産に従事し、その主な資金源はボランティアな寄贈である、法的事業体（legal entities）。

23.1 対家計非営利団体：非市場生産者；個別家計へ無料または経済的に意味のない価格で産出を提供し、政府に支配されない。

対家計民間非営利団体は経済活動分類においては「対家計民間非営利サービス生産者」と一対一対応している。それは日本の国民経済計算では次のように定義されている（『国民経済計算年報』2016年版「Ⅲ用語解説」）。

対家計民間非営利サービス生産者 (Producers of Private Non-Profit Services to Households)

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共のサービスを利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体という。これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者と呼ぶ。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われる。

労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の全てがこれに含まれる。

(3) 要件・種類

対家計民間非営利団体の要件について、2008SNA は次のように述べる。まず、制度単位 (unit) としての非営利団体の主な特徴は次のとおりとしている (2008SNA 4.85)。

- a. 法人
- b. 構成員が同等の権利を持つ。
- c. 利益に対する権利を持つ株主がない。
- d. 管理は、構成員の投票によって選ばれた役員による。
- e. 非営利団体を支配する会議の構成員は、金銭的利得を許されず、剰余の私物化もできない。

SNA は、制度部門としての対家計非営利団体を 3つのタイプに分けている (2008SNA 4.167)。

構成員向けサービスを供給。たとえば、職業協会・学会・政党、労働組合・消費者団体、教会、宗教団体、社会・文化・娯楽クラブなど。

構成員外向けサービスを供給。団体の構成員の利益に奉仕しない博愛目的の慈善・救援・援助組織など。

集合サービスを供給。たとえば、研究機関、環境保護団体など。

また、対家計民間非営利団体が無料または経済的に意味のない価格で提供する理由として 2008SNA は次の 2つをあげる (2008SNA 6.49)。

- (a) 集合消費の個別的支払いが技術的に不可能
- (b) 社会政策または経済政策

日本の国民経済計算は 68SNA 導入よりも前から、学校法人 (私立学校) を対家計民間非営利団体に分類し、医療法人を産業部門 (非金融法人) と分類してきた²⁾ (『SNA 推計

2) 浜田 [2001] の次の文章は、93SNA から医療法人を対家計民間非営利団体から除外すると誤解されかねない。「(93SNA から：引用者) 国公立医療機関、非営利医療機関 (公益法人等) が非市場生産者から市場生産者へと見直され、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者から

手法解説書』(平成19年改訂版)第4章 一般政府および対家計民間非営利団体関連項目の推計 表4-1)。日本の国民経済計算が学校法人を対家計民間非営利団体と分類し、また医療法人を企業部門と処理しているのは日本独自の判断であって、68SNA以来、学校法人・医療法人などを対家計民間非営利団体あるいは企業と限定せず、対家計民間非営利団体・企業・政府、どれもありうるとしている。すなわち、2008SNAは、次のように述べている。

「23.27 大学は、他の機関と同じく、非営利団体、公的機関、営利目的の法人、のいずれでもありうる。(中略)非営利団体である教育機関は、官僚の認証なしで組織運営の全事項を決定でき、かつ政府当局の認証なしに機能を終了できる独自の自己永続的委員会を持つ。」

病院についても2008SNAは23.28で非営利団体、公的機関、営利目的の法人、のいずれでもありえ、教育機関と同じ規則で分類されると述べている。

国民経済計算の標準的なテキストである Lequiller and Blade [2014] p 141 も「いくつかの国では、相当数の大学をこの部門(対家計民間非営利団体：引用者)に分類している」と述べている。

このように、SNA方式は対家計民間非営利団体の範囲を各国の判断にかなり任せているので、対家計民間非営利団体の国際比較をする際には該当国の対家計民間非営利団体の範囲について注意が必要である。

日本における対家計民間非営利団体の産業構成は、内閣府経済社会総合研究所 [2007] (p 56-57)によれば、次のとおりである。

日本標準産業分類でみると、(751)社会保険事業団体、(753)児童福祉事業、(754)老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)、(755)障害者福祉事業、(759)その他の社会保険・社会福祉・介護事業、(76)学校教育(うち私立)、(771)社会教育、(81)学術・開発研究機関(うち私立)、(92)宗教、(912)労働団体、(913)学術・文化団体、(914)政治団体、(919)他に分類されない非営利的団体、(931)集会場が該当する。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、日本標準産業分類の(751)社会保険事業団体、(753)児童福祉事業、(754)老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)、(755)障害者福祉事業、(759)その他の社会保険・社会福祉・介護事業、(912)労働団体、(913)学術・文化団体、(914)政治団体、(919)他に分類されない非営利的団体、(92)宗教、(931)集会場からなる。

産業に分類替えになるなどの変更がある。これに伴い、制度部門分類についても、国公立医療機関、非営利医療機関が一般政府、対家計民間非営利団体から非金融法人企業に分類がえになるなどの改訂が行われている」(p 62)。浜田 [2001] は p 159 でも同様のことを述べている。

2. 対家計民間非営利団体の産出額

68SNA-93SNA を踏襲して 2008SNA は対家計民間非営利団体の産出額を、次のように政府サービス生産額と同様に基本的に費用による評価としている。

3.135 非貨幣的フローまたはストックの価値を類推評価する適切な市場が存在しない場合、関連の薄い市場における価格で評価することになる。究極的に、いくつかの財・サービスは現今の生産費総額でしか評価できない。(中略) しかしながら、政府単位あるいは対家計民間非営利団体が生産する財・サービスについては、純営業余剰は認められない。

6.130 無課金で家計へ供給される非市場産出の価値は、次の生産費合計で推計される。

- a. 中間生産物
- b. 雇用者報酬
- c. 固定資本減耗
- d. 生産へのその他の税 (控除 補助金)

6.131 (前略) これらの価格 (経済的に意味のない価格: 引用者) で販売される財・サービスの非市場産出は、無料で提供される財・サービスと同じ方法、すなわちその生産費用で評価される。この産出の一部は家計によって購入され、残りは政府または対家計民間非営利団体による最終消費支出を構成する。

3. 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、SNA 独特の概念であり、対家計民間非営利団体による財・サービス購入ではない。それは、対家計民間非営利団体の「生産額－販売額＝費用等－販売額」に相当する仮想的な需要である。このことは十分に理解されていないようで、たとえばマクロ経済学教科書の斎藤他 [2016] p26 は、対家計民間非営利団体最終消費支出について次のように述べている。

第3の消費主体である対家計民間非営利団体は、公共的なサービスを提供する民間非営利団体である。(中略)。SNA における対家計民間非営利団体は、政府と同様に、消費主体と言うよりも、公共的なサービスの生産者として位置づけられている。したがって、国民経済計算上の対家計民間非営利団体最終消費支出も、政府最終消費支出の政府サービス生産額と同様に、公共的サービスを生み出すために必要なコストをベースとして評価されている。

「コストをベースとして評価」というのは適切だが、全体的に不明瞭な説明である。SNA 方式は対家計民間非営利団体にサービス提供先が会員限定の社交クラブも含むとしている

から、「公共的なサービスの生産者」という表現は疑問である。また、困窮者へ食糧配布する団体も対家計民間非営利団体に含まれるが、食糧は「公共的」と言えるか疑問である。

対家計民間非営利団体最終消費支出を、『国民経済計算年報』「用語集」は次のよう説明する。

対家計民間非営利団体最終消費支出 (Final Consumption Expenditure of Private Non-Profit Institutions Serving Households)

国内総生産（支出側）の一構成項目であり、対家計民間非営利サービス生産者（対家計民間非営利団体）の産出額から商品・非商品販売額（中間消費＋家計最終消費支出）を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上されることになる。

このような対家計民間非営利団体最終消費支出概念の処理根拠は、小川 [2017] で説明した政府消費概念の導入理由と同様に、次のとおりである。

①対家計民間非営利団体は生産活動を行っている、と想定する。

②「生産＝需要」原則に従って、対家計民間非営利団体の生産に対応する需要が必要である。

③前述のとおり、対家計民間非営利団体の生産額は、多くの場合に市場価格に依れないので基本的にコスト評価するのがSNA方式の原則である。そうすると、対家計民間非営利団体は、生産したサービスを無償、または正常価格より低く、経済的に意味のない価格で提供しており、さらに費用＝供給額、提供額＝需要だから、

費用＞需要＝提供額

となる。しかし、このままでは「需要＝供給」という原則が満たされなくなってしまうので、「費用－提供額」に相当する何らかの需要を仮想的に設ける必要が生じる。そうすることによって「生産＝需要」の原則が保持される。そこで、その相当分を対家計非営利団体が自己消費すると処理し、それを「対家計非営利団体最終消費支出」と名づける。そして、その支出の資金源泉は問わないが、実際は、寄付金・資金運用益・補助金などである。また、この仮想的需用に相当する額を対家計民間非営利団体は家計へ無償で提供し、家計が享受すると想定する。

日本における対家計民間非営利団体産業別の内訳は、2011年産業連関表「対家計民間非営利団体消費支出」の実額と対内政部門計を見ると、次のようになっている。

学校給食（私立）	4,215(100万円)	0.1%
道路貨物輸送（自家輸送を除く）	115	0.0%
学校教育（私立）	1,573,220	24.9%

社会教育（非営利）	298,208	4.7%
自然科学研究機関（非営利）	169,673	2.7%
人文科学研究機関（非営利）	23,204	0.4%
社会福祉（非営利）	2,418,775	38.2%
対家計民間非営利団体（別掲を除く）	1,836,720	29.0%

上記の「家計消費支出＋対家計民間非営利団体消費支出」＝対家計民間非営利団体の生産額のうち、「道路貨物輸送（自家輸送を除く）」への家計消費支出のほとんどは商品（企業の算出）である点に注意すべきだろう。

また、日本における対家計非営利団体の規模は、『国民経済計算年報』2016年版によれば2013年において

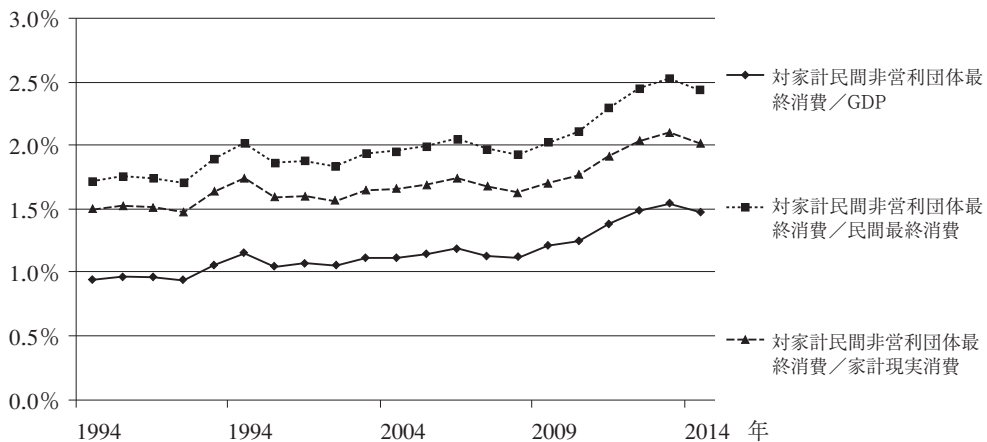
対家計非営利団体生産額/GDP=1.47%

対家計非営利団体最終消費支出/GDP=2.43%

対家計非営利団体最終消費支出/家計現実消費=2.02%

となっている（図表1）。

図表1 対家計民間非営利団体の規模（日本）



4. 学説史的な概観

このような対家計民間非営利団体最終消費支出概念は、68SNA から導入された。

68SNA 5.37 民間非営利生産者：いくらかのサービスを家計へ販売する可能性があるが、財・サービスの生産費用を完全には賄わない。

（中略）全生産費－販売による収入 がかれらの最終消費支出、と考えられる。

53SNA にも「対家計民間非営利団体最終消費支出」という項目が存在するが、その意

味は68SNA以後とまったく異なる。53SNAの対家計民間非営利団体最終消費とは、対家計民間非営利団体による財・サービス購入であり、家計と合わせて「民間消費支出」(private consumption expenditure)として「家計および対家計民間非営利団体」勘定の借方に需要、貸方に収入として記載している。このような処理をすると、対家計民間非営利団体の雇用者所得の扱いで問題が起きる。すなわち、53SNAは対家計民間非営利団体の被雇用者の報酬を対家計民間非営利団体の最終消費支出に含めていないので、当該被雇用者報酬の額は最終需要・生産活動に算入されず、国内総生産などに含まれない。53SNAは、需要・生産・分配を統合的に表示した完全体系ではないので表面には表れていないが、民間非営利団体の被雇用者の報酬を生産に含んでいない、と解釈できる。この問題を避けるには、対家計民間非営利団体の被雇用者は独立自営業者としてサービス生産し、そのサービスを対家計民間非営利団体が雇用者報酬相当額で購入している、という無理な処理をせざるをえない。この難点は、小川[2017]で説明した政府サービス・政府消費と同様の問題である。68SNA以降の処理であれば、対家計民間非営利団体被雇用者の報酬支払は最終需要ではないが、当該被雇用者の報酬額は対家計民間非営利団体最終消費支出の総額にコストとして対応している。

1979年版で68SNA方式を導入するまでの日本の国民経済計算を、旧国民所得統計と呼ぶが、日本の旧国民所得統計は、53SNAと同様に、下記のとおり対家計民間非営利団体による財・サービス購入を家計最終消費と合わせて「個人消費支出」としている。

1. 国民所得統計の構成

第3勘定は、個人勘定である。貸方には、家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体が受け取るすべての要素所得と他部門からの移転の合計が示されて、「個人所得」を形成する。(経済企画庁経済研究所[1978] p 390)

1.6 個人消費支出

家計と民間非営利団体の財貨・サービスに対する最終支出額に、海外への現物贈与の純額を控除した価額である。(経済企画庁経済研究所[1978] p 392)

68SNAが、現行の対家計民間非営利団体最終消費支出概念を導入し、対家計民間非営利団体最終消費を次のように定義した。

対家計民間非営利団体最終消費 = 対家計民間非営利団体生産額 - 販売額

その根拠は小稿3で示したとおりであり、前記の53SNAの問題点——対家計民間非営利団体被雇用者報酬の扱い——を相当額の需要「対家計民間非営利団体最終消費支出」を設けることで解決した。

93SNAは、対家計民間非営利団体に関して基本的に68SNAを踏襲している。加えて、次のような家計現実消費概念を導入し、そこへ対家計民間非営利団体最終消費を含めている。93SNAから導入された「家計現実消費」概念は、家計が享受する財・サービスの総額であり、支出主体は問わない。それは、家計が支出した家計最終消費支出に政府が支出し個別家計が享受した政府個別消費と対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたもの

であり、次の式で示される。

$$\text{家計現実消費} = \text{家計最終消費支出} + \text{政府個別消費} + \text{対家計民間非営利団体最終消費支出}$$

すなわち、対家計民間非営利団体が産出したサービスはすべて家計が享受すると想定されている。

2008SNA は、対家計民間非営利団体については 93SNA をほとんど踏襲し、変更は無い。

5. 国民経済計算における対家計民間非営利団体データ

日本の『国民経済計算年報』に記載されている対家計民間非営利団体に関するデータは次のとおりである。

「制度部門別所得支出勘定 対家計民間非営利団体 所得の第 2 次分配勘定」：所得の第 2 次分配（受取）

(1) 対家計民間非営利団体の収入・支出・資本的支出・資産・負債

「制度部門別所得支出勘定 対家計民間非営利団体」に、対家計民間非営利団体の財産所得・経常移転の受け取り・支払いが次のように記載されている。

「第 1 次所得の分配勘定」：財産所得（利子・配当・賃貸料）受取・支払

「所得の第 2 次分配勘定」：経常移転（寄付金・補助金・非生命保険保険金）受取；社会給付・非生命保険料支払

同「所得の使用勘定 a. 可処分所得の使用勘定」に対家計民間非営利団体最終消費支出と貯蓄が記載されている。

「制度部門別資本調達勘定 対家計民間非営利団体」に、対家計民間非営利団体による資本形成・土地の購入、資本移転、純貸出／純借入、金融資産・負債の変動が記載されている。

「期末貸借対照表勘定 対家計民間非営利団体」には、対家計民間非営利団体の資産・負債、調整（キャピタルゲイン・破損など）が記載されている。

(2) SNA の産業連関表

SNA の産業連関表は、次の 4 勘定で構成されるが、それぞれの勘定から対家計民間非営利団体に関するデータが得られる。

「財貨・サービスの供給と需要」：対家計民間非営利サービス生産者の産出（生産者価格表示）、供給先（中間消費、国内家計現実最終消費＝国内家計最終消費支出＋対家計民間非営利団体最終消費）

「経済活動別の国内総生産・要素所得」：対家計民間非営利サービス生産者

の産出額，中間投入，国内総生産，固定資本減耗，国内純生産，生産・輸入品に課される税（控除）補助金，雇用者報酬

「経済活動別財貨・サービス産出表（V表）」：対家計民間非営利サービス生産者の産出額（商品別としては全て対家計民間非営利サービス）

「経済活動別財貨・サービス投入表（U表）」：経済活動別の対家計民間非営利サービス投入額（値が存在するのは，製造業（一次金属，一般機械，電気機械，輸送用機械，その他の製造業），建設業，電気・ガス・水道，運輸業，サービス業，政府サービス生産者）

(3) 産業連関表

経済産業省などによる「産業連関表」には，対家計民間非営利団体が支払った賃金・消耗品購入が，下記の経済活動を列方向見ること得られる。

学校給食（私立）・学校教育（私立）・社会教育（非営利）・自然科学研究機関（非営利）・人文科学研究機関（非営利）・社会福祉（非営利）・対家計民間非営利団体（別掲を除く）。

なお，道路貨物輸送の中の対家計民間非営利団体がここに含まれないが，ごく僅かであろう。

[文献]

SNA 報告書・公的報告書

(53SNA) United Nations Department of Economic Affairs Statistical Office [1953], *A System of National Accounts and Supporting Tables*, New York: United Nations

(68SNA) United Nations [1968], *A System of National Accounts*, United Nations, New York: United Nations（経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系：国際連合の新しい国際基準』大蔵省印刷局，1974年）

(93SNA) Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [1993], *System of National Accounts 1993*, New York: United Nations

(SNA2008) European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [2009], *System of National Accounts 2008*, New York: United Nations（内閣府経済社会総合研究所（仮訳）『2008年改訂国民経済計算の体系』）（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/2008sna.html>）

United Nations, Department of Economic and Social Affairs Statistics Division [2003], *NATIONAL ACCOUNTS: A PRACTICAL INTRODUCTION* (Studies in Methods Series F, No. 85 Handbook of National Accounting), New York: United Nations

経済企画庁経済研究所 [1978]『国民所得統計年報』1978年版

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 編『国民経済計算年報』各年版

関連文献

Lequiller, Francois and Derek Blade [2014], *Understanding NATIONAL ACCOUNTS*, second edition revised and expanded, OECD

経済企画庁経済研究所国民所得部（編）[1978]『新国民経済計算の見方・使い方—新 SNA の特徴—』大蔵省印刷局

内閣府 [2001]『新しい国民経済計算（93SNA）』

(http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference3/kiso_top.html)

内閣府経済社会総合研究所 [2007]『SNA 推計手法解説書』（平成19年改訂版）

作間逸雄 編 [2003]『SNA がわかる経済統計学』有斐閣

齊藤誠・岩本康志・太田聰一・柴田章久 [2016]『マクロ経済学 新版』有斐閣

浜田浩児 [2001]『93SNA の基礎 国民経済計算の新体系』東洋経済新報社